

議案第 9 号

白井市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

白井市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 1 3 日提出

白井市長 笠 井 喜 久 雄

提案理由

本案は、建築基準法及び建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令等の一部改正に伴い、手数料の金額及び区分を変更するため、条例の一部を改正するものです。

白井市手数料条例の一部を改正する条例

白井市手数料条例（昭和40年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請手数料の項中「既存建築物を除く」を「建築等に係る建築物に限る」に改め、同表一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料の項中「一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料」を「公告認定対象区域内における建築物の新築又は増築等認定申請手数料」に、「一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の」を「建築物の新築又は増築等の」に、「一敷地内認定建築物を除く」を「新築又は増築等に係る建築物に限る」に改め、同表低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の項を次のように改める。

低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	都市申請に の低係る低 炭素炭素建 化の築物新 促進築等計 に關画が、 する建築物 法律のエネ （平ルギー 成24消費性 年法能の向 律第上に關 84する法 号）律（平 第53成27 条第年法律 1項第53	一戸建ての住宅		1件につき 5,000円
		共同住宅等	建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの	1件につき 10,000円
			建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの	1件につき 20,000円
			非住宅建築物	建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの
			建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの	1件につき 16,000円

の規号) 第
 定に1 5 条
 よる第 1 項
 低炭に規 定
 素建す る登
 築物録 建 築
 新築物 エネ
 等計ル ギ一
 画の消 費性
 認 定能 判 定
 の申機 関 (関
 請に申 請に
 対す係 る建
 る審築 物の
 査 住宅部
 分 に係
 る部 分
 にあ っ
 ては、
 登録 住
 宅性 能機
 評 価機
 関。以
 下「登
 録建 築
 物エネ
 ルギ一
 消 費性
 能 判 定
 機

メートル以上の円
 もの

<p>等」とい いう。)に よりの都 市の低炭 素化の促 進に関し る法律第 54条第1 項各号に 掲げらる る基準に 適合して いると認 められた もの他に その他に これに類 するもの として市 長が定め るもので ある場合</p>				
<p>その他 の場合</p>	<p>一戸建 の住宅</p>	<p>誘導仕 様基準</p>	<p>建築物の延 べ面積が 200平方</p>	<p>1件につき 17,000 円</p>

			に よ メートル未 満のもの	
		合	建築物の延 べ面積が 200平方 メートル以 上のもの	1 件につき 19,000 円
		そ 他 場 合	建築物の延 べ面積が 200平方 メートル未 満のもの	1 件につき 34,000 円
			建築物の延 べ面積が 200平方 メートル以 上のもの	1 件につき 37,000 円
共 同 住 宅 等	誘 導 仕 様 基 準 に よ る 場 合		建築物の延 べ面積が 300平方 メートル未 満のもの	1 件につき 32,000 円
		合	建築物の延 べ面積が 300平方 メートル以 上のもの	1 件につき 56,000 円
		そ 他 場 合	建築物の延 べ面積が 300平方 メートル未 満のもの	1 件につき 67,000 円

				メートル未 満のもの	
				建築物の延 べ面積が 300平方 メートル以 上のもの	1件につき 112,000 円
			非住宅 建築物	モデル建 築物基 準に よる 場合	建築物の延 べ面積が 85,000 円
				メートル未 満のもの	1件につき 108,000 円
				建築物の延 べ面積が 300平方 メートル未 満のもの	1件につき 221,000 円
			その他 場合	建築物の延 べ面積が 300平方 メートル以 上のもの	1件につき 277,000 円

別表低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の項の次の摘要の1から同摘要の3までを次のように改める。

- 1 モデル建築物基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を

定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この摘要において「省令」という。）第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準をいう。

2 誘導仕様基準とは、省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準をいう。

3 複合建築物に係る低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額は、当該複合建築物を住宅部分と非住宅部分とに区分し、住宅部分についてはその単位住戸の数が1である場合にあっては一戸建ての住宅と、その他の場合にあっては共同住宅等と、非住宅部分については非住宅建築物とそれぞれみなして手数料の額を算定した場合の当該手数料の額に相当する額の合計額とする。

別表低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の項の次の摘要の4から同摘要の6までを削り、同摘要の7中「共同住宅等（住戸の部分のみを認定の申請の対象とするものを除く。）又は複合建築物（住戸の部分のみを認定の申請の対象とするものを除く。）」を「複合建築物」に、「額に」を「額に相当する額に」に改め、同摘要の7を同摘要の4とし、同摘要の8中「摘要の6若しくは7」を「摘要の3若しくは摘要の4」に改め、同摘要の8を同摘要の5とする。

別表建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項中

「

共同住宅等及び複合建築物	認定申請対象住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき 10,000円
(住戸の部分のみを認定の	認定申請対象住戸の床面積の合計が300平方メートル	1件につき 20,000円

申請の対象とするものに 限る。)	ル以上のもの	
共同住宅等 （住戸の 部分の みを認 定の申 請の対 象とす るもの を除 く。)	建築物の延べ面積 が300平方メ ートル未満のもの	1件につき 10,000 円
	建築物の延べ面積 が300平方メ ートル以上のもの	1件につき 20,000 円

」を

「

共同住宅等	建築物の延べ面積 が300平方 メートル未満の もの	1件につき 10,000 円
	建築物の延べ面積 が300平方 メートル以上の もの	1件につき 20,000 円

」に、

「

一戸建	建築物の延べ面積	1件につき
-----	----------	-------

ての住宅	が200平方メートル未満のもの	34,000円
	建築物の延べ面積が200平方メートル以上のもの	1件につき 37,000円
共同住宅等及び複合建築物	認定申請対象住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき 67,000円
	(住戸の部分のみを認定の申請の対象とするものに限る。)	1件につき 112,000円
共同住宅等(住戸の部分のみを認定の申請の対象とするものを除く。)	建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの	1件につき 67,000円
	建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの	1件につき 112,000円

」を

「

一戸建ての住宅	誘導仕様基準による場合	建築物の延べ面積が200平方メートル未満のもの	1件につき 17,000円
		建築物の延べ面積が200平方メートル以上のもの	1件につき 19,000円
	その他の場合	建築物の延べ面積が200平方メートル未満のもの	1件につき 34,000円
		建築物の延べ面積が200平方メートル以上のもの	1件につき 37,000円
共同住宅等	誘導仕様基準による場合	建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの	1件につき 32,000円
		建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの	1件につき 56,000円

		メートル以上のも	
その他場合	建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの	1件につき67,000円	
	建築物の延べ面積が300平方メートル以上のも	1件につき112,000円	

」に改め、同表建築物エネルギー消費性能認定申請手数料の項中「モデル共同住宅基準」を「モデル住宅基準」に改め、同項の次の摘要の1中「平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。」を削り、同摘要の3中「第1条第1項第2号イ(2)(i)」を「第1条第1項第2号イ(2)」に改め、同摘要の4中「モデル共同住宅基準」を「誘導仕様基準」に、「第1条第1項第2号イ(2)(ii)」を「第10条第2号イ(2)」に改め、同摘要の6及び同摘要の7中「(住戸の部分のみを認定の申請の対象とするものを除く。)」を削り、同摘要の9中「(住戸の部分のみを認定の申請の対象とするものを除く。)」を削り、「共同住宅等」を「その単位住戸の数が1である場合にあっては一戸建ての住宅と、その他の場合にあっては共同住宅等」に改め、同摘要の10中「(住戸の部分のみを認定の申請の対象とするものを除く。)」を削り、同摘要の11中「共同住宅等」を「その単位住戸の数が1である場合にあっては一戸建ての住宅と、その他の場合にあっては共同住宅等」に改め、同摘要の12中「9」を「摘要の9」に改め、同摘要の13中「7、9若しくは10」を「摘要の7、摘要の9若しくは摘要の10」に改め、同摘要の14中「7、9、10、12若しく

は 13」を「摘要の 7、摘要の 9、摘要の 10、摘要の 12 若しくは摘要の 13」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第9号資料

○白井市手数料条例（昭和40年条例第1号）新旧対照表

改正案				現行			
(略)				(略)			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
手数料の種類	手数料を徴収する事務		手数料の金額	手数料の種類	手数料を徴収する事務		手数料の金額
(略)				(略)			
既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請手数料	建築基準法第86条第2項の規定による複数建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	建築物（建築等に係る建築物に限る。以下この項において同じ。）の数が1である場合 (略)	(略)	既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請手数料	建築基準法第86条第2項の規定による複数建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	建築物（既存建築物を除く_____。以下この項において同じ。）の数が1である場合 (略)	(略)
公告認定対象区域内における建築物の新築又は増築等認定申請手数料	建築基準法第86条の2第1項の規定による建築物の新築又は増築等の_____認定の申請に対する審査	建築物（新築又は増築等に係る建築物に限る。以下この項において同じ。）の数が1である場合 (略)	(略)	一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料	建築基準法第86条の2第1項の規定による一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定の申請に対する審査	建築物（一敷地内認定建築物を除く_____。以下この項において同じ。）の数が1である場合 (略)	(略)
(略)				(略)			
低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	都市申請に係る低炭素建築物新築等計画に關する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定による録建築物エネルギー消費性能判定	一戸建ての住宅	1件につき 5,000円	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	都市申請に係る低炭素建築物新築等計画に關する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定による録建築物エネルギー消費性能判定	一戸建ての住宅	1件につき 5,000円
		共同住宅等	建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの	1件につき 10,000円	共同住宅等及び複合建築物（住戸の部分のみを認定の申請対象とするものに限る。）	共同住宅認定申請対象住戸の数が1戸のもの	1件につき 5,000円
			建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの	1件につき 20,000円		共同住宅認定申請対象住戸の数が1戸を超え5戸以下のもの	10,000円
			建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの	1件につき 10,000円		共同住宅認定申請対象住戸の数が5戸を超え17戸以下のもの	17,000円
						共同住宅認定申請対象住戸の数が5戸以下のもの	10,000円に共用部認定費相当額Aを加算した額
						共同住宅認定申請対象とするものを除く。）	17,000円に共用部認定費相当額Aを加算した額
非住宅建築物	建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの	1件につき 10,000円	低炭素建築物新築等計画認定	録建築物エネルギー消費性能判定	非住宅建築物	建築物の延べ面積が300平方メートル以下のもの	1件につき 10,000円
建築物の延べ面積が300平方メートル	1件につき 16,000円	建築物の延べ面積が300平方メートル	17,000円				

				建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの	1件につき 277,000円
--	--	--	--	-------------------------	-------------------

				建築物の延べ面積が300平方メートルを超えるもの	1件につき 317,000円
				複合建築物(住戸の部分が認定の申請の対象とするものを除く。)	建築物全体の住戸の数が1戸のもの 36,000円に非住宅部分認定費相当額Bを加算した額
					建築物全体の住戸の数が1戸を超える5戸以下のもの 73,000円に共用部認定費相当額B及び非住宅部分認定費相当額Bを加算した額
					建築物全体の住戸の数が5戸を超えるもの 102,000円に共用部認定費相当額B及び非住宅部分認定費相当額Bを加算した額

低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料

(略)

(略)

(摘要)

- 1 モデル建築物基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この摘要において「省令」という。)第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準をいう。
- 2 誘導仕様基準とは、省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準をいう。
- 3 複合建築物に係る低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額は、当該複合建築物を住宅部分と非住宅部分とに区分し、住宅部分についてはその単位住戸の数が1である場合にあっては一戸建ての住宅と、その他の場合にあっては共同住宅等と、非住宅部分については非住宅建築物とそれぞれみなして手数料の額を算定した場合の当該手数料の額に相当する額の合計額とする。

低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料

(略)

(略)

(摘要)

- 1 共用部認定費相当額Aとは、申請に係る建築物の共用部の床面積の合計が、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める額をいう。
(1) 300平方メートル以下の場合 9,900円
(2) 300平方メートルを超える場合 17,000円
- 2 共用部認定費相当額Bとは、申請に係る建築物の共用部の床面積の合計が、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める額をいう。
(1) 300平方メートル以下の場合 115,000円
(2) 300平方メートルを超える場合 146,000円
- 3 非住宅部分認定費相当額Aとは、申請に係る建築物の住宅以外の用途に供される部分の床面積の合計が、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める額をいう。
(1) 300平方メートル以下の場合 9,900円
(2) 300平方メートルを超える場合 17,000円
- 4 非住宅部分認定費相当額Bとは、次の表の左欄に掲げる申請に係る建築物の住宅以外の用途に供される部分の床面積の合計の区分に応じ、当該建築物についてモデル建物法による場合は同表右欄に掲げる額を、その他の場合は同表の右欄に掲げる額をいう。

申請に係る建築物の住宅以外の用途に供される部分の額	モデル建物法による場合の額	その他の場合の額
---------------------------	---------------	----------

床面積の合計		
300平方メートル以下のもの	85,000円	255,000円
300平方メートルを超えるもの	108,000円	317,000円

5 モデル建物法とは、申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能が、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に規定する経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準に適合することを確認する計算方法として市長が定めるものをいう。

6 共同住宅等（住戸の部分のみを認定の申請の対象とするものを除く。）又は複合建築物（住戸の部分のみを認定の申請の対象とするものを除く。）に係る低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額は、建築物の延べ面積から共用部の面積を除いた面積を審査の対象とするときは、それぞれ表に定める額から共用部認定費相当額A又は共用部認定費相当額Bを減じた額とする。

7 共同住宅等（住戸の部分のみを認定の申請の対象とするものを除く。）又は複合建築物（住戸の部分のみを認定の申請の対象とするものを除く。）に係る低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、当該建築物について前号の規定により算定した低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額に2分の1を乗じて得た額とする。

8 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項（第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出があった場合の低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額又は低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、それぞれ表又は摘要の6若しくは7に定める額に、計画通知手数料の項建築基準法第18条第2項の規定による計画の通知に対する審査の目に掲げる区分に応じ、それぞれ同目の規定による額を加算した額とする。

4 複合建築物

_____に係る低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、当該建築物について前号の規定により算定した低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額に相当する額に2分の1を乗じて得た額とする。

5 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項（第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出があった場合の低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額又は低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、それぞれ表又は摘要の3若しくは4に定める額に、計画通知手数料の項建築基準法第18条第2項の規定による計画の通知に対する審査の目に掲げる区分に応じ、それぞれ同目の規定による額を加算した額とする。

(略)

建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	建築物に係るエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に	申請に係る建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に	(略)	
			共同住宅等	建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの
			建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの	1件につき 10,000円
			建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの	1件につき 20,000円
			(略)	(略)
			(略)	(略)

(略)

建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	建築物に係るエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に	申請に係る建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に	(略)	
			共同住宅等及び複合建築物（住戸の部分のみを認定の申請の対象とするものに限る。）	認定申請対象住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のもの
			認定申請対象住戸の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	1件につき 10,000円
			認定申請対象住戸の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	1件につき 20,000円
			共同住宅等（住戸の部分のみを認定の申請の対象とするものを除く。）	建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの 円
			共同住宅等（住戸の部分のみを認定の申請の対象とするものを除く。）	建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの 円
			(略)	(略)
			(略)	(略)

の認 定の 申請 に対 する 審査	掲げる 基準に 適合し ている と認め られた ものそ の他こ れに類 するも のとし て市長 が定め るもの である 場合									
						その他 の場合	一戸建て の住宅	誘導	建築物の延	1件につき
								仕様	べ面積が	17,000
								基準	200平方	円
								による	メートル未	
								る場	満のもの	
						その他 の場合	一戸建て の住宅	合	建築物の延	1件につき
									べ面積が	19,000
									200平方	円
									メートル以	
	上のもの									
共同住 宅等	一戸建て の住宅	その	建築物の延	1件につき						
		他の	べ面積が	34,000						
		場合	200平方	円						
			メートル未							
			満のもの							
共同住 宅等	一戸建て の住宅	誘導	建築物の延	1件につき						
		仕様	べ面積が	32,000						
		基準	300平方	円						
		による	メートル未							
		る場	満のもの							
共同住 宅等	一戸建て の住宅	合	建築物の延	1件につき						
			べ面積が	56,000						
			300平方	円						
			メートル以							
			上のもの							
共同住 宅等	一戸建て の住宅	その	建築物の延	1件につき						
		他の	べ面積が	67,000						
		場合	300平方	円						
			メートル未							
			満のもの							
共同住 宅等	一戸建て の住宅		建築物の延	1件につき						
			べ面積が	112,000						
			300平方	円						
			メートル以							
			上のもの							
(略)			(略)							

の認 定の 申請 に対 する 審査	掲げる 基準に 適合し ている と認め られた ものそ の他こ れに類 するも のとし て市長 が定め るもの である 場合								
						その他 の場合	一戸建て の住宅	建築物の延べ面積	1件につき
								が200平方メ	34,000
								トル未満のもの	円
								建築物の延べ面積	1件につき
								が200平方メ	37,000
						その他 の場合	一戸建て の住宅	トル以上のもの	円
共同住 宅等	一戸建て の住宅	認定申請対象住戸	1件につき						
		の床面積の合計が	67,000						
		300平方メ	円						
		トル未満のもの							
		認定申請対象住戸	1件につき						
共同住 宅等	一戸建て の住宅	を認定の	112,000						
		申請の対	円						
		象とする							
		ル以上のもの							
		ものに限							
共同住 宅等	一戸建て の住宅	建築物の延べ面積	1件につき						
		が300平方メ	67,000						
		トル未満のもの	円						
		建築物の延べ面積	1件につき						
		が300平方メ	112,000						
共同住 宅等	一戸建て の住宅	トル以上のもの	円						
(略)			(略)						

(略)	(略)	(略)				(略)		
建築物エネルギー消費性能認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定による認定の申請に対する審査	その他 の場合	(略)					
			共同住宅等	モデル住宅基準	(略)	(略)		(略)
				及び仕様基準による場合	(略)	(略)		(略)
				(略)	(略)	(略)		(略)
				(略)	(略)	(略)		(略)
(略)								

(摘要)

- 1 モデル建築物基準Aとは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（ ）以下この摘要において「省令」という。）第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準をいう。
- 2 (略)
- 3 モデル住宅基準とは、省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準をいう。
- 4 誘導仕様基準とは、省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準をいう。
- 5 (略)
- 6 共同住宅等
に係る建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、建築物の延べ面積から共用部分の面積を除いた面積を審査の対象とするときは、建築物の延べ面積から共用部分の面積を除いた面積を建築物の延べ面積とみなして算定した手数料の額に相当する額とする。
- 7 共同住宅等
に係る建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該建築物について摘要の6の規定により算定した建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額に相当する額に2分の1を乗じて得た額とする。
- 8 (略)
- 9 複合建築物
に係る建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、当該複合建築物を住宅部分と非住宅部分とに区分し、住宅部分についてはその単位住戸の数が1である場合にあっては一戸建ての住宅と、その他の場合にあっては共同住宅等
と、非住宅部分については非住宅建築物とそれぞれみなして手数料の額を算定した場合の当該手数料の額に相当する額の合計額とする。
- 10 複合建築物
に係る建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申

(略)	(略)	(略)				(略)		
建築物エネルギー消費性能認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定による認定の申請に対する審査	その他 の場合	(略)					
			共同住宅等	モデル共同住宅基準	(略)	(略)		(略)
				及び仕様基準による場合	(略)	(略)		(略)
				(略)	(略)	(略)		(略)
				(略)	(略)	(略)		(略)
(略)								

(摘要)

- 1 モデル建築物基準Aとは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この摘要において「省令」という。）第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準をいう。
- 2 (略)
- 3 モデル住宅基準とは、省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及びロ(2)に定める基準をいう。
- 4 モデル共同住宅基準とは、省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及びロ(2)に定める基準をいう。
- 5 (略)
- 6 共同住宅等（住戸の部分のみを認定の申請の対象とするものを除く。）に係る建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、建築物の延べ面積から共用部分の面積を除いた面積を審査の対象とするときは、建築物の延べ面積から共用部分の面積を除いた面積を建築物の延べ面積とみなして算定した手数料の額に相当する額とする。
- 7 共同住宅等（住戸の部分のみを認定の申請の対象とするものを除く。）に係る建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該建築物について摘要の6の規定により算定した建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額に相当する額に2分の1を乗じて得た額とする。
- 8 (略)
- 9 複合建築物（住戸の部分のみを認定の申請の対象とするものを除く。）に係る建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、当該複合建築物を住宅部分と非住宅部分とに区分し、住宅部分については共同住宅等
（住戸の部分のみを認定の申請の対象とするものを除く。）と、非住宅部分については非住宅建築物とそれぞれみなして手数料の額を算定した場合の当該手数料の額に相当する額の合計額とする。
- 10 複合建築物（住戸の部分のみを認定の申請の対象とするものを除く。）に係る建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申

<p>請手数料の額は、当該建築物について摘要の4の規定により算定した建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額に相当する額に2分の1を乗じて得た額とする。</p> <p>1 1 複合建築物に係る建築物エネルギー消費性能認定申請手数料の額は、当該複合建築物を住宅部分と非住宅部分とに区分し、住宅部分については<u>その単位住戸の数が1である場合</u>にあっては<u>一戸建ての住宅</u>と、その他の場合にあっては<u>共同住宅等</u>と、非住宅部分については非住宅建築物とそれぞれみなして手数料の額を算定した場合の当該手数料の額に相当する額の合計額とする。</p> <p>1 2 申請建築物及び他の建築物の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、建築物ごとにそれぞれ表又は摘要の6若しくは<u>摘要の9</u>に定める額の合計額とする。</p> <p>1 3 申請建築物及び他の建築物の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、建築物（計画の変更に係る建築物に限る。）ごとにそれぞれ表、摘要の6、<u>摘要の7</u>、<u>摘要の9</u>若しくは<u>摘要の10</u>に定める額又はそれらの額の合計額とする。</p> <p>1 4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項（第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出があった場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、それぞれ表又は摘要の6、<u>摘要の7</u>、<u>摘要の9</u>、<u>摘要の10</u>、<u>摘要の12</u>若しくは<u>摘要の13</u>に定める額に、計画通知手数料の項建築基準法第18条第2項の規定による計画の通知に対する審査の目に掲げる区分に応じ、それぞれ同項の規定による額を加算した額とする。</p>	<p>請手数料の額は、当該建築物について摘要の4の規定により算定した建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額に相当する額に2分の1を乗じて得た額とする。</p> <p>1 1 複合建築物に係る建築物エネルギー消費性能認定申請手数料の額は、当該複合建築物を住宅部分と非住宅部分とに区分し、住宅部分については<u>共同住宅等</u>と、非住宅部分については非住宅建築物とそれぞれみなして手数料の額を算定した場合の当該手数料の額に相当する額の合計額とする。</p> <p>1 2 申請建築物及び他の建築物の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、建築物ごとにそれぞれ表又は摘要の6若しくは<u>9</u>に定める額の合計額とする。</p> <p>1 3 申請建築物及び他の建築物の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、建築物（計画の変更に係る建築物に限る。）ごとにそれぞれ表、摘要の6、<u>7</u>、<u>9</u>若しくは<u>10</u>に定める額又はそれらの額の合計額とする。</p> <p>1 4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項（第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出があった場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、それぞれ表又は摘要の6、<u>7</u>、<u>9</u>、<u>10</u>、<u>12</u>若しくは<u>13</u>に定める額に、計画通知手数料の項建築基準法第18条第2項の規定による計画の通知に対する審査の目に掲げる区分に応じ、それぞれ同項の規定による額を加算した額とする。</p>
(略)	(略)